その他(4)

和解の報告について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令 和 4 年 4 月 26 日
新潟県教育委員会教育長
佐 野 哲 郎

別紙

和解の報告について

○　平成28年11月県立高等学校生徒の自殺事案に関する訴訟について、和解が成立したので報告する。

1　和解期日及び場所　　令和４年３月30日（水）　新潟地方裁判所

2　和解成立にあたっての教育委員会コメント

新潟県立高等学校生徒の自殺事案に係る訴訟案件について、裁判所から和解案が提示され、本日和解が成立しました。

改めて、亡くなられた生徒のご冥福をお祈りしますとともに、ご遺族に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

県教育委員会としましては、引き続き、すべての児童生徒をいじめや自殺から徹底して守り通すため、「いじめ対策の強化」に取り組み、再発防止に努めてまいります。

3　今後の対応

再発防止策を随時実施していく。